

MEIWA TOWN INFORMATION

暮らしの情報



源泉徴収票が
交付されます

太田社会保険事務所
☎(49)3711

老齢を支給事由とする年金を受けているかたには1月未までに、社会保険業務センターから『公的年金等の源泉徴収票』が送られます。これには、昨年の1月から12月までの1年間に支払われた年金額、源泉徴収された税額、控除の内容が記載されています。年金のほかに収入があるなどの理由で確定申告をするかたは、申告手続きの際にこの源泉徴収票が必要となります。

もし、1月末日までに源泉徴収票が届かない場合や紛失してしまったときは、年金証書を持

利根川河川敷
枯草焼却

明和分署
☎(84)3131

明和管内(斗合田から大輪地先まで)の利根川河川敷枯草焼却が、消防団員や明和分署職員等により2月13日(日)午前9時から行われます。当日は、煙や煤が舞うことが予想されますが、ご協力のほどお願いいたします。枯草焼却は、空気が乾燥する

参のうえ太田社会保険事務所
再発行の手続きをしてください。
なお、遺族年金、障害年金には税金がかかりませんので、これらを受給しているかたには源泉徴収票は送られません。
また、介護保険料を年金から特別徴収されている場合の源泉徴収税額は、支払い金額から介護保険料額を控除した金額で計算されています。

県営ゴルフ場
予約方法変更

板倉ゴルフ場
☎(82)4090

県営ゴルフ場が1月1日から3か月先まで予約ができます。
【受付方法】
電話予約 平日および土日祝日の受付は、プレー日の3か月前の1日から受付が可能
オンライン予約 電話予約開始日の翌日からインターネットで受付が可能
土日祝日のコンペも組数に制限なく受付ができます(2組以



この時期に数多く発生する枯草火災を未然に防止するために予防消防の一環として毎年実施しています。また、枯草火災が発生すると広範囲に拡大して消火

作業に長時間を要し、その間に町内で建物火災が発生した場合は、出動に支障をきたすことになるため、事前に焼却するものです。



1月10日は
110番の日

事件・事故に遭ったり、目撃したときの警察への緊急電話番号は110番です。また、警察官に、すぐきてほしいときにもご利用ください。

- ・交通事故の発生
- ・泥棒に入られた
- ・痴漢やもめごとなど

【相談や照会などは『#9110』をご利用ください】
プッシュ回線電話機(携帯電話も可)から、直接『#9110』へ掛けてください(24時間対応しています)なお、自動車運転中に携帯電話を掛けたり受けたりすることは違反となりますのでご注意ください。

館林警察署 ☎(75)0110



お問い合わせ 予約専用電話番号 ☎(82)4090 オンライン予約 <http://www.itakura-golf.jp/> ☎(82)2309

配偶者から暴力で
悩んでいるかたへ

男女共同参画グループ
☎027(226)2905
配偶者暴力防止法が改正され

上のお申し込みの場合は、プレー日の10日前までに組合せの提出が必要となります。

ました。保護命令の対象を、子どもや離婚した元配偶者まで拡大するとともに、退去命令の期間を2か月に延長することなどを柱とした改正法が成立し、平成16年12月2日に施行されました。

【改正の主な内容】

- 1 配偶者からの暴力」の定義の拡大
- 2 保護命令制度の拡充
離婚後も暴力が続く場合、配偶者も対象とする
被害者同居する未成年の子どもも接近禁止命令の対象とする
- 3 退去命令の期間を2か月に拡大
退去命令についても再度の申立てを可能とする
- 3 市町村による配偶者暴力相談支援センターの業務の実施が